

# 議会運営委員会

平成27年11月25日午前9時から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	伴 吉晴	木澤 正男
奥村 容子		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 植村 俊彦

## 3. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同 係 長 大塚 美季

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 小林委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、小林委員、中川委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）平成27年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、9月16日の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、12月1日火曜日から12月17日木曜日までの会期17日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成27年第5回斑鳩町議会定例会は、12月1日火曜日から12月17日木曜日までの会期17日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてごらんいただきたいと思えます。日程順に確認をしていきたいと思えます。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。次に、提出されました議案を

一括上程し、町長から総括提案説明を受けることにしたいと思います。

次に、各議案の取り扱いですが、付託先などについて、確認をしたいと思います。

まず、日程 6. 議案第 47 号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例については、総務常任委員会に付託。日程 7. 議案第 48 号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 8. 議案第 49 号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、厚生常任委員会に付託。日程 9. 議案第 50 号 斑鳩町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 10. 議案第 51 号 斑鳩町地域包括支援センター設置条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 11. 議案第 52 号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例については、総務常任委員会に付託。日程 12. 議案第 53 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 13. 議案第 54 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 14. 議案第 55 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 15. 議案第 56 号 平成 27 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）についても、総務常任委員会に付託。日程 16. 議案第 57 号 平成 27 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 17. 議案第 58 号 平成 27 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、建設水道常任委員会に付託。日程 18. 議案第 59 号 平成 27 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 19. 議案第 60 号 平成 27 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についても、厚生常任委員会に付託。日程 20. 議案第 61 号 平成 27 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、建設水道常任委員会に付託。日程 21. 議案第 62 号 流域貯留浸透事業（東町池）工事請負契約の締結についても、建設水道常任委員会に付託。日程 22. 議案第 63 号 平成 27

年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についても、建設水道常任委員会に付託。次に、日程23. 同意第11号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件ですので、慣例により、初日に即決することにいたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては以上のとおりですが、ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

続きまして、(2) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまで、警察・検察の取調べの全過程の可視化(録音・録画)及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択をお願いしますという要請書をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思っております。

まず初めに、この要請書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。 寺田議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、警察・検察の取調べの全過程の可視化(録音・録画)及び捜査機関の手持ち証拠の全面開示を求める意見書の採択をお願いしますという要請書の提出を受けた経緯について、ご報告をさせていただきます。

この要請書につきましては、今月の2日に日本国民救援会奈良県本部会長佐藤真理氏から郵送で送られてきたものでございます。要請書の主旨は、①警察・検察における取り調べにあたって、全事件において録音・録画(全面可視化)を行うよう法律改正を行うこと。また、検察の持っている証拠の開示は、一部の事件での証拠一覧表開示にとどめず、全事件で全ての証拠物を弁護人に開示するよう法律改正することや、司法取

引の導入を行わないことを求める意見書を採択してほしいというものでございます。

なお、平成25年2月にも同じような内容で、奈良弁護士会会長名で意見書採択の要望をされておりました、このときは議会運営委員会に付託をされております。以上でございます。

委員長 ただいま局長から説明ありましたが、この要望書の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 木澤委員。

木澤委員 過去にも弁護士会から要望がありましてですね、議会運営委員会で議論したという経過がありますけども、さらに、この内容ですね、私としては、可視化を前に進めるということで、また議会運営委員会に付託して議論してはいかがかなというふうに思いますけども。

委員長 ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 これは、付託するとしたら議会運営委員会しかないのかな。総務、うちら町村では最寄りの警察っちゅうんか、町の管轄の警察ないけど、普通で言うたら警察は総務の関係やね。

委員長 交通安全なんかは建水の関係になってくるし、ただ一概に警察といっても、いろいろな所管、常任委員会の所管にかかわってくるから、やはり議会運営委員会、またがる場合には議会運営委員会ということになってこようかとは思いますが。

一応、平成25年のときには不採択、議運で審査して不採択、それで、これは議員発議があったということで、本会議でも不採択という形だったと思いますけれども。

中川委員 下から2行目にあるように、既に28の市町村議会が取調べの全過程の可視化の意見書を出しているということやし、9市町村が、これ、証拠の全面開示って、これまた別個のものになっているのかな。これだけ

の市町村が意見書出しているということやから、再度付託してもうたら  
どうかなと思いますけど。

委員長 ほかにございませんか。 小村委員。

小村委員 僕も付託して、一度議論、議会運営委員会のほうで議論させていただ  
けたらなと思っています。

委員長 ほか。 伴委員。

伴委員 私は、これ何回か、その前にも、これ、ちょっと意見書がきて、何か  
本会議で、これ、議論した記憶があるんです。また、議運でやっていま  
すので、私もこれ、配布でええと思います。

委員長 はい。 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 先ほども言われましたように、取り調べの公正化を図るっていうこと  
と、そして一番下にあるように、既にたくさん市の市町村のほうから可視  
化の意見書が出ているっていうことで、私もやっぱり議運で付託してい  
ただきたいと思います。

委員長 小林委員。

小林委員 3対2ということですので、付託でもういいと思います。

(「3対2ちゃう、4や」と呼ぶ者あり)

委員長 4対1やから付託とか、そういう形にはしませんけれども、基本的に  
ね、過去に不採択ということがあって、それから後に何らかの事情があ  
って変わってきたということであれば、今回また審議するということはや  
ぶさかではないと思いますけれども、それから事情がほとんど変わって

ないということであればね、再度審議するというのは、私自身はどうかなどは思いますけれども、委員皆さんが付託してはどうかということですので、これは議会運営委員会に付託して審査するということにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただいま議題となっています要請書については、定例会に上程し、議会運営委員会に付託するということで確認をさせていただきます。なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加いたします。

要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長のほうからは何かほかに何か報告等しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 総務部長には、ほかの公務もありますのでここで退席をしていただくことといたします。どうも苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

( 午前9時07分 休憩 )

( 午前9時07分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、(3)前年度からの引継ぎ事項についてを議題といたします。

先般、災害時における議会の災害対策本部の設置についてということで京都の精華町のほうへ先進地視察を行いました。委員皆さんのほうで、視察に行った感想・ご意見等がございましたらお願いいたします。

木澤委員 今回、精華町さんのほうに行かせていただいて、向こうでどんな実態

9 があるのかなっていうのも学びたいとは思ったんですけども、お話を聞く中でですね、それよりもやっぱり災害時に議会としてどういう責務があるのかっていうのと、どういう権限を持っているのかということもあわせて総合的に勉強して、どういう判断が求められるのかっていうのを自分自身もっと理解しないと、今、早急にこの体制をつくるのかどうかっていう判断は下せないなというふうに感じたんです。そういう意味で言いますと、性急に今年度で結論を出すというよりも、引き続き調査をするという形でもっと学習を深めていくべきかなというふうには思ったんですけども。

委員長 ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 同じ意見です。

委員長 小村委員。

小村委員 僕も同じ意見です。

委員長 大体今おっしゃったようなことを皆さん感じておられるとは思いますが。私自身もですね、災害時の対策本部設置ということで、その災害が起こったときにもう急遽立ち上げて、その災害中、また直後、どのように議会が対応するのかと、そういうふうな感覚でございましたけれども、視察に行ったところでは、災害後のことを考えて、何か、設置されておられる、設置というのかな、災害対策後のことを考えておられるというふうなことで、私が考えていたこととはちょっと違うなという考えがいたしましたので、私自身もですね、これはまだ時間をかけて、ほかの先進地視察行って、総合的に考えていきたいなと思っておりますので、このことに関しましては、次年度の引継ぎ事項として、次年度の議会運営委員会に申し入れしようと思っておりますので、それでよろしいですか。

( 異議なし )



委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それともう1点、議会におけるIT化につきましては、事務局のほうで調査・研究をしてもらっていますので、引き続き当委員会で調査・研究してまいりたいと考えております。

このことに関しましても、先進地視察の先でお願いしましてんけれども、ちょっとことし中の視察を受け入れるのはちょっと難しいということになっておりましたので、1月、2月にもしか視察に行っても、そこからの議論ということになれば、議会運営委員会は一応3月までということになりますのでね、今年度の、それありますので、一応、事務局のほうでは調査してもらいますけれども、これは次年度の議会運営委員会に任せたいと思いますが、どうですか。 木澤委員。

木澤委員

この案件につきましても、早々に結論を出すというよりも、引き続き調査して、次年度についても、引継ぎ事項にするのかどうか、この形でいくと引継ぎ事項になるのかなというふうに思うんですけども、引き続き調査をしていくということについてはそれで結構かと思います。ただ、事務局のほうでも、今、調査していただいていて、ちょっと状況だけでも確認をしたいなというふうに思うんですけども。

委員長

寺田議会事務局長。

議会事務  
局長

近隣で平群町、またタブレットについては上牧町がもう既に導入をされております。宇陀市のほうについても今年度まとめて、次年度から正式に採用されていくというか、動き出すと思いますので、そういったところまた、先進地いろいろと調べて、またご報告させていただきたいと思います。

木澤委員

引き続き事務局のほうでもそうした形で情報をつかんでいただくっていうのと、あと、ある程度費用面とかについて事前に資料が手に入るようでしたら、また議会運営委員会でもそれも見せていただいた上で視察

等については検討していければなというふうに思いますので、お願いしておきます。

委員長 ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 ただしね、次年度の議会運営委員会に、これも引継ぎ、これも引継ぎという形をすると、次年度の議会運営委員会を縛っていくことにもなるかと思しますので、このIT化につきましてはね、まだ、もう白紙の状態ですので、事務局では調査していただきますけれども、次年度の議会運営委員会で、委員の皆さんから、どう言うんかな、こういうことを調査したいということを出していただくという形のほうが、僕はいいと思いますので、このIT化についてはもう次年度にお任せするという形にしたいと思いますが、どうでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 お任せするっていうのは、引継ぎ事項ではなくてっていうことですね。

委員長 はい。

木澤委員 別に形は私はこだわりませんので、それでいいのかどうか。

委員長 そうですか。そうしたら、このIT化につきましては、本年度の議会運営委員会では審議未了ということで終わっておきたいと思いますが、それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他について、委員皆さんから何かございませんか。

小林委員。

小林委員 会議規則の関係で、議場、委員会場に対するタブレットとか、そういうノートパソコンの持ち込みに関しましてですね、確認といたしますか、ちょっと今、あやふやというか、持ち込まれている方も、理事者もおられますけれども、そのあたりのちょっと確認をさせていただきたいなというふうに思っています。最近、情報化によりまして、タブレットとか、タブレットを使用していなくても携帯のほうで、画面も大きくなってきて、そういう情報の検索とか、そういう下調べもですね、委員会するときにもできる状態ですので、今後そういう今の現状とですね、議会の現状とこれからの状況によって、今後、斑鳩町議会として、委員会とか本会議にタブレットもしくはノートパソコンの持ち込みをちょっとどういうふうに考えていくのか。今の段階でも、多分、了解をいただけたら持ち込み可能かなとは思いますが、そこら辺について、ちょっと1回諮っていただきたいなというか、確認していただきたいなと思いました。

委員長 今現在はどうなっています、局長。  
暫時休憩いたします。

( 午前9時20分 休憩 )

( 午前9時25分 再開 )

委員長 再開いたします。  
寺田議会事務局長。

議会事務局長 会議規則の第103条では、「議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類、携帯電話、ポケットベルの類を着用し、又は携帯してはならない」となっております。ただし、「議長の許可を得たときは、この限りでない」ということで決められております。

委員長 はい、ご苦労さんです。

タブレットが携帯電話の類に入るのかどうかは別にしまして、一応、本会議場では議長の許可を得なアカンということです、その都度議長の許可を得るといふ形にしたいと思っておりますけれども、今この場で議長の許可を得て、全員協議会で報告した場合には、もういちいち議長の許可をいただかなくてもいいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 もともと当時、規則つくったときにはタブレットはなかったということで外れていますけれども、今これから整備していこうとしているIT化について、もうだからそこに情報を入れて、それで資料として持ち歩くというケースがふえてきていますので、当然、今後やっぱり議場でも使っていくということが十分考えられますし、規則については今後またきちっと整備していくという方向で考えればいいと思っておりますけれども、持ち込みについては、今、委員長がおっしゃっていただいたように、もう1回1回議長の許可を求めるといふことをせずに、ここで確認して全員協議会で報告していただければ、もう持込可能というふうな認識で、会議規則の改正まではそういう形で運用されるのがいいかなというふうに思います。

委員長 ほか、どうですか。

今、木澤委員がおっしゃったような形で運用したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 そうしたら、議長、許可いただけますか。

議長 はい。

委員長 そうしたら、ただいま議長の許可をいただきましたので、初日の全員協議会で報告しまして、全員協議会で異議がなかったらそのように取り

計らいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに、その他についてご意見ございませんか。

( な し )

委員長 議長のほうで何かございませんか。

( な し )

委員長 事務局のほうから。 寺田議会事務局長。

議会事務 ちよつと1点、事務局のほうからご報告させていただきます。ちよつと今から配らせていただきますので。

局長 すみません、委員さんのお手元にお配りいたしました、これは10月20日に議会宛にメールで住民の方から要望いうか、そういう声を送られてきたものでございまして、ちよつと朗読させていただきます。「法隆寺駅周辺によく行きます。(病院やスーパーなど生活に必要なため)駅周辺は、朝の6～8時台、夜の17時台～22時台は通勤者の歩きタバコが本当に多いです。煙の臭いはもちろん、火のついたタバコが他の通行人に当たらないか心配です。駅周辺を、路上喫煙禁止地区にはならないのでしょうか」という声をいただいております。

これをどうしたものかと思ひまして、ちよつと相談をさせていただきました。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、要望書でもないですけども、これは以前、要望書と同じように取り扱うということで話し合つたと思います。それで、どうさせてもらいましょう。 中川委員。

中川委員 この路上喫煙禁止地区に決める担当常任委員会って、どこになるねやろ。

委員長 厚生やと思います。

中川委員 それなら、厚生の委員さんで、厚生のその他でこういう話出してもうて、厚生で議論してもうたらどうですやろ。

委員長 厚生に付託ということですか。厚生常任委員会に。

中川委員 これを要望書と同じ扱いにするんやったら、厚生に付託してもうてもいいし、これはもうこういう意見やと。それで、この中で厚生の常任委員会から出てもうている委員さんに、厚生の常任委員会のその他でこの意見を出してもうて、進めてもうたらどうやろなと思いますねけど。

委員長 厚生常任委員会のその他のところで、委員から出してもらおうという形。木澤委員。

木澤委員 取り扱いとしてはね、お名前も記載されていると、住所はないんですけども。この中身を見ますと、こういうふうにならないでしょうかという疑問形でなっていますので、お尋ねになりたいのかなということで、要望という形で何々してほしいという具体的なものではないので、扱いについては、この議会運営委員会にこういうのがきましたっていうふうに出していただいて、全員協議会でも報告をして、担当の常任委員会としては厚生常任委員会ありますので、その厚生常任委員会のメンバーの皆さんがどう扱うのかということで、言うたら議員配布と同じような形にしていただければいいかなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 私、厚生に入らせていただいています。一応これはやっぱり、内容としましたら厚生で話し合ったらええ内容やとは思っていますので、配布していただいて、そして、厚生のその他で議論すればいいと私も思います。

委員長 ほか、どうですか。 小村委員。

小村委員 僕も、伴委員が言ったように、厚生で付託していただいて、厚生委員の皆さんで議論していただけたらなと思っています。

委員長 奥村委員、どうですか。

奥村委員 同じです。私も厚生に入っておりますので、そこで議論させていただいたらと思います。

委員長 小林委員。

小林委員 厚生委員さん皆さん来られていますので、もう全委員出席されていますので、その他のほうで取り扱わせていただこうかなというふうには思います。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時32分 休憩 )

( 午前9時34分 再開 )

委員長 再開いたします。

ただいま各委員さんからご意見をいただきましたけれども、この文書に関しましては、陳情書としては取り扱いをさせていただきたいと思えます。内容につきましては、要望等は見当たらない感じ、ただ、疑問視されておられますので、一応は議員全員に配布するというにとどめておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 それでは、この件に関しましては、そのようにさせていただきます。

ほかにはないですね。

( な し )

委員長

その他についても、これをもって終わります。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前9時35分 閉会)